

香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症又は原油価格の高騰により影響を受けている町内の中小企業者に、香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、経営の安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「町内中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条に規定する町内に本社又は事業所を有する中小企業者又は町内に住所を有する個人事業主をいう。

2 この要綱において、「燃料費等」とは、事業の用に供するガソリン代、軽油代、灯油代、重油代、電気料金及びガス料金をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和5年8月1日時点において事業を営んでいる町内中小企業者で、引き続き事業を継続する意思があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としない。

(1) 令和4年分の税務申告を行っていない者

(2) 本町の町税（法人等にあつては、法人等及びその代表者に係る町税）を滞納している者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係のある者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っている者

- (5) 宗教活動又は政治活動を行う者
  - (6) その他町長が適当でないと認める者
- (支給対象経費)

第4条 支給対象経費は、支給対象者が町内にある事業所等に係る経費（原材料としての使用又は他者への販売を目的としたものは除く。）として令和4年10月1日から令和5年6月30日までに支払った燃料費等の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(支給額)

第5条 支給額は、前条に規定する支給対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、15万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が、4万5,000円に満たない場合は、支給しない。

(支給申請)

第6条 支援金の支給の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。なお、支援金の申請期間は、令和5年8月1日から令和5年11月30日までとする。

2 前項の申請書の提出に当たっては、その内容を証する書類として、次の各号に掲げる書類等（以下「証拠書類等」という。）を添付するものとする。

- (1) 令和4年の国税の確定申告書等の写し（法人事業者においては、法人税の確定申告書（別表一）及び損益計算書、個人事業者においては、所得税の確定申告書（第一表）及び青色申告決算書（白色申告者は収支内訳書））
- (2) 第4条の規定に基づき、申請者が支払った燃料費等の額が確認できる書類
- (3) 指定振込先口座の通帳の写し（ただし、法人の代表者名義の口座の通帳の写しを提出する場合は、代表者に関する本人確認書類の写しを添付すること。）

(支援金の支給の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、支援金の支給の可否を決定した場合、香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2号）又は香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援

金不支給決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（支給制限等）

第8条 一つの申請者が、この要綱による支援金の支給を受けることができる回数は、1回とする。

（支援金の支給）

第9条 第7条の規定により、支援金の支給が決定した者には支援金を指定された口座に振り込むものとする。

（支援金の返還）

第10条 町長は、支援金の支給決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により支給を受けたものと認めたときは、支援金の支給を取り消し、又は既に支給した支援金の支給を受けてはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金支給申請書兼請求書

令和 年 月 日

香美町長 様

申請者 郵便番号 丁目

所在地

名称（屋号）

代表者（職・氏名）

電話番号

標記支援金の支給を受けたいので、香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金支給要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請し、支援金を請求します。

1 申請額兼請求額（上限15万円）

申請額兼請求額	金					,	0	0	0	円
---------	---	--	--	--	--	---	---	---	---	---

2 指定振込先口座（法人：法人名義、個人事業主：代表者名義）

金融機関名		支店名	
預金種別	普通 ・ 当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

※ 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）を確認できる通帳の表紙裏面のコピーを貼付してください。

## 誓約事項

下記の誓約事項をご確認いただき、□に✓を入れてください。

<input type="checkbox"/>	香美町内に事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であり、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続きについて申し立て等を行っておらず、 <b>今後も事業を継続します。</b>
<input type="checkbox"/>	支援金の申請に関して提出する <b>証拠書類等の内容に虚偽はありません。</b> また、提出した書類は、いかなる場合も返還されないことに同意します。
<input type="checkbox"/>	支援金の申請は <b>1 事業者 1 回限り</b> であることを認識しています。
<input type="checkbox"/>	支援金の審査のために追加資料の提出を求められた場合は、その求めに応じます。
<input type="checkbox"/>	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号する者に該当しません。
<input type="checkbox"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む者（同法第 2 条第 6 項第 4 号に規定するものを営む者を除く）に該当しません。
<input type="checkbox"/>	支援金の支給申請時に納期限が到来した <b>町税等に滞納はありません。</b> また、支給要件審査のため、町が有する住民登録等の情報及び町税の納付状況について調査することに同意します。
<input type="checkbox"/>	書類の不備等があり、申請者が必要書類の提出又は関係書類の補正等について応じない場合や連絡が取れない場合において、その期間が 30 日間続いたときは、申請が取り下げられたものとみなすことに同意します。
<input type="checkbox"/>	支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、 <b>支援金を直ちに返還します。</b>

事業用に要した燃料費等

支 払 月	燃 料 費	光 熱 費	備 考
4年10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
5年 1月	円	円	
2月	円	円	
3月	円	円	
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
合 計	① 円	② 円	

支援金の計算

支給対象経費額 (①+②)	③	円	
申請額 (③×0.1)	④	, 000円	上限15万円

【注意事項】

- 提出時には燃料費等の計算書及び燃料費の内訳を提出してください。
- 提出する領収書等は原本ではなく、写しを提出してください。
- 可能な限り、A4サイズの内紙に支払月ごとにコピーして提出してください。
- 領収書等の写しは、申請者がいつ、どこで、何を、いくら（金額）購入したのかを証明するために提出してください。「単なるレシートの写しで、宛名がない」、「但し書きがなく、何を購入したのかわからない」等の書類は、不備となりますのでご注意ください。
- 購入した燃料費等の内容が領収書だけでは分からない場合は、別途購入明細をつけていただくか、領収書等の写しの余白に何を購入したものなのか補記してください。
- クレジットカードでの購入で、領収書がない場合は、クレジットカードの明細書の写しと引き落とし金額の確認ができる通帳の写しを貼付してください。
- ガソリン代等で事業用と事業用ではない燃料を一緒に購入した場合、その何割を事業用として使用するのか、按分率を領収書の写しの余白に補記してください。（所得税の申告に適用する按分率を使用してください。）

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

様

香美町長

香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金については、香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金支給要綱第7条の規定に基づき、以下のとおり支給することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 支援金支給決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込予定日 年 月 日

3 振込先

金融機関名 : 支店名 :

口座種別 :

口座番号 : [下4桁記載]

口座名義 :

様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

様

香美町長

香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金については、香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金支給要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり不支給とすることが決定しましたので通知します。

記

【不支給とする理由】